

國學院大學學術情報リポジトリ

「鎮守の森」の近現代

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤田, 大誠 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001262

「鎮守の森」の近現代

【キーワード】

鎮守の森 社叢 社寺林 神社境内 植生景観

藤田 大誠

一 はじめに

近年、神社境内を取り巻く自然環境（森林、緑地）を表現した言葉である「鎮守の森」が注目されてゐる。これまでも主に環境問題の観点から自然保護の「最後の砦」として関心が寄せられて来たが、とりわけ東日本大震災以降、環境保全や防災の機能、或いは人の絆を結び付ける「ローカル・コミュニティの中心」としての役割が改めてクローズアップされてゐる^①。

国語学の西宮一民に拠れば、古来、神の坐す「モリ」は、『万葉集』に見られるやうに、樹木が密生繁茂した二区画といふ意味合ひの一般的な「森」とは区別され、「ヤシロ」とも訓まれた「社」や、さらには「神社」の字が用ゐられ、後に「社」と「木」の合字（国字）としての「杜」が生み出されたとされてゐる（「杜」と同形^②）。恐らくかうした由来を熟知してゐるからこそ、宗教民俗学の茂木栄は、あへて「社（もり）」と呼び、「生活環境における社（鎮守の森）の重要性」を説いてゐるのであらう^③。

現在、人口に膾炙してゐる「鎮守の森（杜）」といふ語は、「その土地の守護神をまつた神社を取り囲む木立ち。または、木立ちに囲まれたその社域全体」（『日本国語大辞典』、小学館）と

説明されてゐる。即ち、「鎮守」と「森」の合成語である。

しかし、実は日本初の近代的国語辞書である大槻文彦編『日本辞書 言海』（明治二十二年）には「鎮守の森」の項目は立てられてゐない。つまり、明治中期には「鎮守の森」なる合成語は一般的なものでは無かつた。夙に上田篤は、「昭和になつてようやく自然主義作家・島崎藤村の「こんもりと茂つた鎮守の杜」（『夜明け前』）などという表現が現われてくる」と指摘してゐた。また、綱本逸雄が植生景観史の成果を踏まへ、「こんもりと繁つた社寺の森」といふイメージの照葉樹林としての「鎮守の森」なる言葉と大半の原風景は、近代より前には遡れないと論じ^④、都市歴史地理学の金坂清則も「この言葉が国語として定着するのは、日露戦争（明治三十七年～八（一九〇四～五）前後の時期、明治後半から大正期にすぎない」と述べてゐた^⑤。

近年、「鎮守の森」概念については、近代的性格を持つ「神社の屋外空間に対する緑地空間概念」として捉へた造園学の小野良平や藤田直子らによつて、「社叢」や「社寺林」などの類義語との比較も含め、より精緻な検討がなされてゐる^⑥。特に「社叢」は、漢籍（兵法書『六韜』）にも見られる古い言葉で、現在「神社の森。神社に茂っている木々」（『日本国語大辞典』）

と説明されてゐるが、この語は近現代の法令用語でもあり、大正八年（一九一九）四月十日制定の「史蹟名勝天然紀念物保存法」⁸との係りから詳しく考察されてゐる。

また、「社寺が所有している森林」（『日本国語大辞典』）である「社寺林」なる語も、明治三十年四月六日制定の「森林法」第一条で「此ノ法律ニ於テ森林ト称スルハ御料林、国有林、部分林、公有林、社寺林及私有林ヲ謂フ」とされた法令用語であつた（明治四十年四月二十三日の森林法改正では「社寺有林」）。調査時期は不明ながら、昭和十六年までの作成と思はれる農林省山林局『社寺林の現況』（中野又二商店印刷部）では、「神社と言へば直に鬱蒼たる鎮守の森を思ひ、又産土の森を心に描くを当とするが、之神社に於ける森林は、それ自体の神体又は神靈鎮座の嚴肅なる聖域であるからで在る」と書き起こし、「社寺境内林」と「社寺有林（境外林）」を含めた概念として「社寺林」の語を用ゐてゐる。

ただ、本稿では、あくまでも法令用語ではない「鎮守の森」といふ語に拘る。具体的には、「鎮守の森」研究の現状を踏まへ、〈近現代日本〉（特に近代）といふ時期に焦点を当てて、「鎮守の森」といふ概念が、いつどのやうに生み出されて日本の社会に定着、変遷したのかについて、聊かの考察を加へたい。

二 「鎮守の森」研究の現状

現在の如く、「鎮守の森」の語が一般的になり、神社の森（宮の森）の意義やその保存に関する意見表明、学際的研究が盛んになつてくるのは、昭和戦後期も大分経つてから、「自然保護」

の観点と結び付けられて以降である。

森林生態学の四手井綱英は、「宮の森が自然環境や植物生態学を研究する人々ばかりでなく、多くの市民の題にあがるようになったのは、そう古いことではないであろう。都市内やその周辺の宮の森が再認識されたのは、わが国の経済的發展が、今次大戦後の復興期を過ぎて、著しく進み、昭和三〇年頃からは工業發達に主として起因するいわゆる公害が甚だしくなり、大気汚染、土壤汚染、水質汚濁が進むと共に、水俣病の有機水銀中毒のような直接、間接に人の健康をむしばみ、生命をおびやかす事態が発生して、自然保護の必要性が認められてからではないかと思う」と述べてゐる。

また、神社界において、「鎮守の森（社）」の意義やその保全に関する提言などが激増するのは昭和四十年代後半からである。神社界の機関紙『神社新報』（昭和二十一年七月八日創刊）の記事をバックナンバー検索すると、昭和三十年代から四十年代初めまでは年間数件ほどしか「鎮守の森」に言及したものが無かつたにも拘らず、昭和四十年代半ばから微増し始め、同四十六年は十五件、そして第六十回神宮式年遷宮を翌年に控へた同四十七年は二十九件といふ数に跳ね上がつてゐる。これ以降、紙面では概ねコンスタントに「鎮守の森」に関する言及がなされるが、特に全国神社の包括法人・神社本庁における教化活動方針の基本方針に「鎮守の森を守る運動を展開し、神社の緑の意義を広く世に知らしめるやう努力する」と盛り込まれた昭和五十八年や第六十一、六十二回の神宮式年遷宮（平成五年、平成二十五年）の前後において、「鎮守の森」に関する記事が急激に増える傾向にあつたことは注目される。

現在、「鎮守の森」に関する研究は、様々なアプローチから盛んに行はれてゐるが、平成十四年五月二十六日に設立されたNPO法人社叢学会の活動において顕著であるやうに、学際的な観点から行はれてゐることが特徴である。因みに同学会名に冠された「社叢」は、「神社の森、すなわち「神々の森」のことですが、「神々の森」には鎮守の森をはじめとする社寺林、塚の木立、ウタキ(沖繩の聖域)などが含まれ」といふ¹²⁾。また、「鎮守の森」の語の意味するところも、現在では神社の森といふ直接的な意味を超えて、日本古来の森林文化を象徴的に表すものになつてゐる(藪田稔・橋本政宣編『神道史大辞典』吉川弘文館、平成十六年)。さらに植物生態学者の宮脇昭は、「単に神社の森だけではなく、ひろく地霊をまつた森」といふ意味で「鎮守の森」を使用し、今や植生学や植物生態学の世界では、「Chinjuno-mori」が国際語として通用してゐるといふ¹³⁾。

以上の如き「鎮守の森」研究の社会的背景を踏まへ、植生景觀の観点を中心にこれまでの諸研究を通観するならば、「鎮守の森」に対する評価は、次の如く大きく二分されよう。

(1) 植生生態学的研究に基づく「入らずの森」としての「鎮守の森」像とその保全論の社会通念化。

(2) 近年の植生景觀史研究による「入らずの森」幻想批判に基づく「エコ・ナシヨナリズム」批判。

研究史的には、(1)の評価が先行して通説的位置を占めた。例へば、宮脇昭を代表格とする植物社会学・植生生態学的研究において、「日本各地の社寺林、いわゆる鎮守の森、斜面林、古い屋敷林など、人間の影響があまり加わっておらず、また意識的にまもられ、何とか潜在自然植生が顕在している樹林」、

さらには「日本の照葉樹林が、神社やお寺、古い屋敷の周りに、いわゆる鎮守の森として、都市や産業立地化の進んだ地域にも残されている」などと評価されてきたことが挙げられる¹⁴⁾。

昭和四十年代末から平成にかけては、土井林学振興会・緑地研究会による社寺林の植生調査・研究をはじめ、全国各地における「鎮守の森」(社叢、社寺林)に関する自然科学的・人文社会科学的なアプローチによる諸研究が積み重ねられた。かかる諸研究においても、「ほとんど開発しつくされた日本の平野部にも鎮守の森だけはよく自然の原形をとどめているものが多い」¹⁵⁾、「常緑広葉樹を主体とした社寺林は林業林と異なり樹木の天然更新も比較的行なわれやすいので、「入らずの森」、「伐らずの森」として最少限しか手を加えずに自然のまま放置するのが最良の保護と言えよう¹⁶⁾」といふ理解がなされてきた。

さらに、後に歴史学者の上田正昭らとともに社叢学会¹⁸⁾を立ち上げることになる建築学・比較文明論専攻の上田篤も、昭和五十四、五十五年の環境庁調査において現存する日本の照葉樹林群落の七四%が社寺林であつたことを挙げて、「もはやかつて西日本一帯をおおつた照葉樹林帯は社寺にしかのこっていないのだ」と述べるとともに、「このような森林の崩壊の系譜の真只中にあつても、なお今日まで、鎮守の森は受け継がれ、周辺が変貌し、開発の波によって自然が失われている景觀のなかでも、孤立して厳然として存在している——それが鎮守の森である。」と断言してゐる¹⁹⁾。上田篤は社叢学会立ち上げ以降も、「現在、鎮守の森は、なお多くが人工林ではなく自然植生を保っている。それは鎮守の森の多くが「入らずの森」などとして、人々の介入を断ってきたからである」などと述べてゐる²⁰⁾。

以上の如き生態学的理解を前提として、「古来より日本人の生活と深く結びつき、我が国固有の歴史、文化、自然を今に伝えるとともに、日本人のアイデンティティ形成の源の一つとなっている鎮守の森」⁽²⁴⁾などの保全と再生を図るべきであるといふ現在の社会通念が形成されていったものと考へられる。かかる植生生態学的な研究成果に基づく「入らずの森」としての「鎮守の森」像の社会通念化を前提とする保全・再生の主張と並行して、神社界においても同様の議論がなされてきた⁽²⁵⁾。

一方で近年、「植生景観」復元研究の進展によつて、(2)の評価が打ち出されるやうになつた。文理混合の観点による植生景観史研究の牽引車である小椋純一は、主に絵図類や古写真、地形図などの画像系資料や文献を詳細に検討するなかで、現在の関東・関西の低地部を含む日本南部における典型的な「鎮守の森」(神社林・社叢)が常緑広葉樹林(照葉樹林)であることについて、明治初期においては未だ、社寺林の樹種はマツ・スギ・ヒノキといった針葉樹が中心であり、そこにはそれらの老木が見られることがあつたものの、現在の「鎮守の森」のやうにカシ・シヒ・クスノキなどの照葉樹が多く茂つてゐるものとは大きく異なつてゐたと指摘し、今日における「入らずの森」としての「鎮守の森」像を〈幻想〉と見做してゐる⁽²⁶⁾。

かかる「入らずの森」幻想の形成過程について小椋は、「照葉樹林(人の手が殆ど入らなくとも自然植生する)を中心とする現在の「鎮守の森」の植生は、原始・太古の時代からそのまま持続・維持されてきたものではなく、明治頃までは、「針葉樹林」(日本列島では自然林としての再生産は難しく、恒常的な人為的介入を必要とする)の植生が中心であつたものが、近現

代における社寺林を含む森林政策による樹木の伐採制限(空間の禁足化)や常緑広葉樹の植樹傾向、または都市化による大気汚染(煤煙)や地下水の変動などを背景とする「照葉樹林」化といふ歴史的過程を経て今に至つたものと論じた。

斯様な指摘は何も小椋の見解だけではなく、これまで多数の論考が発表されてきてをり、「鎮守の森」の植生に関する常識は大きく変はりつつある⁽²⁷⁾。近世から明治期における針葉樹林としての「鎮守の森」が近代に「照葉樹林」化してゆくことを論じた植生景観史研究は、主に関西や関東の社寺境内林を対象として、絵図や地形図、古写真、空中写真、神社史料、行政史料の検討、花粉分析などの観点から着実に積み重ねられてゐる⁽²⁸⁾。

特に日本近代史専攻の畔上直樹は、「入らずの森」としての「鎮守の森」像を批判し、「このような議論は、照葉樹林の小さな森である「鎮守の森」のいかにも「遺存」的な姿に、関東や関西を広く覆っていたであろう太古の森の面影を重ねあわせることに力点をおくため、超歴史的で始原回帰的な発想に展開しやすい面をもつ。特に近年「社叢学」という学際的な議論は、こうした「鎮守の森」に禁足地とそれをめぐる土着的な聖地の禁忌システムとその基層的維持といった、独特の文化なり文明なりの「変わらない固有のもの」を「発見」とするといふ、ナショナルな本質主義的議論へと展開していく傾向を顕著にしている」と述べ、「鎮守の森」の姿がみな太古の原生林であるかのやうな印象(「森厳」なイメージ)へと転換してゆく大きな契機として、大正時代における明治神宮内苑の林苑造成と並行して産まれた林学系「造園学」による生態学的神社風致論の構築過程があることを論じてゐる⁽²⁹⁾。かかる畔上の見解は、哲学者・

森岡正博の「エコ・ナシヨナリズム」(「自国や自民族の文化や伝統や価値観などを世界に広めてゆくことで、環境問題が解決する」というふうに見える思想)^②批判を基調とする。要するに、現代の「エコ・ナシヨナリズム」に繋がる「鎮守の森」像の(先駆)を近代における生態学的な神社風致論に求めるもので、今後この点を強調する論者が続出することも考へられる。

三 明治二十年代における「鎮守の森」の初出

以上の如き研究動向を踏まへ、本稿では、近代発祥の「鎮守の森」概念の内実について、これまで言及の無かつた他の事例を補ひつつ、再考したい(以下、傍線は全て引用者)。

これまで国語辞典における「鎮守の森」の語の初出(『日本国語大辞典』)は、「自然主義」を代表する作家・田山花袋が明治三十五年(一九〇二)に著した『重右衛門の最後』(「燃えて居るのは丁度鎮守の森の東表に向つた、大きな家で」とされてゐた。しかし、小野良平の研究に拠れば、花袋はすでに明治二十五年(一八九二)の「雨中山」(『小桜緘』第二号)といふ作品において、「絶景!」とも表記されたある農村のパノラマ的風景の描写のなかで「……靄然たる暮色一村に柵引きわたり、鎮守の森、一帯の野川、千畦の席田、地藏堂の屋根等、……」と表現してゐる。その上で小野は、花袋における農村のパノラマ的描写がロシアの作家・ツルゲーネフの影響を受けてをり、さらに花袋が、『武蔵野』でツルゲーネフを引いて「落葉林(雑木林)」の風景を描き近代的な「風景の発見」を齎した国木田独歩や島崎藤村なども深い交友関係にあつたことから、花袋

による「鎮守の森」の使用は、欧州文学に強く影響を受けた「日本における近代的な風景の語彙としての表象表現の一つ」であり、「単に明治中期にたまたま現れ残つた言葉ではなく、近代という時代を背景に生まれた必然性」のあるものと論じてゐる。因みに、『重右衛門の最後』において花袋が「鎮守の森」と表現した長野県飯綱町の毛野諏訪社は、旧三水村最古の杉林を伴つて今なほランドマークとして存在してゐる。つまり、『重右衛門の最後』には「鬱蒼と茂れる鎮守の森」や「疎らな鎮守の森を透して」とも表現されたが、ここでの「鎮守の森」像は明確に「針葉樹林」によるものであつた。

さて、管見では、『東京朝日新聞』明治二十五年二月十九日の「雪の足痕にて賊を捕ふ」といふ記事のなかで、「北豊島郡下赤塚村鎮守の社殿ある所は境内杉の林にて三方は峠高く小笹熊笹生ひ茂りて狐狸杯澤山に棲みて居る由なれど鎮守の森とて誰れとて狩出す者もなかりしが……」とあるのが「鎮守の森」の語を使用した最も早い事例である。このことから、先の小野の指摘も踏まへると、合成語としての「鎮守の森」の使用例は少なくとも明治二十五年に遡ることが出来よう。なほ、本記事で興味深い点は、恐らく現在、東京都板橋区の赤塚八幡神社に比定される社を、「北豊島郡下赤塚村鎮守の社殿」と表現してゐること、さらには当時、境内が「杉の林」即ち「針葉樹林」で、三方は崖で笹が生ひ繁り、狐や狸などがたくさん棲んでゐたこと、その林を「鎮守の森」と呼び、そのなかでは狩りをするこゝとができなかつたことである(だからこそ、降雪の境内に足跡を残した盗賊が逮捕された)。

四 明治後期における「鎮守の森」の使用例

明治十八年に創刊された日本初の本格的な女性啓蒙雑誌である『女学雑誌』には、明治三十年代に「随感」といふ欄で二度「鎮守の森」と題する文章が掲載されてゐる。

まづ「鎮守の森」（『女学雑誌』第五一一号、明治三十三年七月三十一日）では、読者が「郷関」に帰つて村里に入れば、「斯て諸君は鎮守の森を見るべし、赤き鳥居を見るべし」と記した上で、「二地方、一郷村の鎮台守護職」、「海外より渡来した神仏」、「氏の長者にして氏神」、或いは一種の義人たちなど、出処が明らかかなものもさうでないものも、大小問はず、「皆要するに該地方の鎮守」であるとして、該地の地理と歴史を知るためには「鎮守」に対する新たな研究が必要であることを説いてゐる。

そして、「鎮守の森」（『女学雑誌』第五一九号、明治三十六年八月十日）では、「就中床しきは、鎮守の森のかけ哉。赤き鳥居の松の間だより見え初むれば、身は既に当年の幼な児となれり」と述べ、「夫れ鎮守は、一地方英雄の祠の跡なり、或ひは殖産興業の為に、もしくは救荒治疫の為に、該地一代の災ひを救ひ、則ち死して光徳を記念せられたる名残にあらざるは稀なり。（…中略…）鎮守の神を重んずるは、即ち英雄の崇拜なり」と記されてゐる。

両記事の書きぶりから、同一人物によるものとも考へられるが、「鎮守」の「義人祭祀」的理解が特徴的で、境内林の樹種として針葉樹の「松」が挙げられてゐることも興味深い。ここでは「鎮守の森」が単なる「風景」に留まらず、地域社会の精神的な拠り所として位置付けられてゐることが見出せる。

また、「禁酒煙の断行」（『東京朝日新聞』明治三十七年四月十二日）には、「長野県の某村会は申合せの上開戦中村民は禁酒禁煙を断行することに決定し是迄既に入入れたる煙草の如きは鎮守の森に於て焼棄したり」とある。日露戦争時において神社境内が地域社会の「誓ひの場」となつてゐることが窺へる。

なほ、小野良平は、明治三十年代における神社関係者による「鎮守の森」の語の使用についても、明治三十六年以降の『神社協会雑誌』や『全国神職会会報』所載の記事にその事例を見出してゐる。まづ明治三十五年の『神社協会雑誌』創刊以来、連載されてゐた中川友次郎の「現行神社法令講義」における第二章「神社の意義」の第六項「境内地」³⁰は、明治維新後の社領上地を説明したのち、「故に明治八年以後に於て人若し神社境内とは何ぞや、と問はゞ、答へて曰く、神社の所在する区域にして、祭典に必要欠くへからざる箇所を申す、と、併し乍ら、神社は元来神祇の鎮ます所にして、真に聖境なり、されば、独り祭典に必要な区域のみに止めず、其威嚴其風致を保つに必要な区域も、亦境内地たるべきは、当然の事なり、而して右神社の威嚴風致は、古来森林に依りて保たれる、こと、鎮守の森なる字句あるに見るも、明かなることなり」と述べてゐる。

一方、『全国神職会会報』（明治三十二年創刊）に掲載された論考には、明治末年における政府（内務省）の「神社整理」（神社合祀・神社合併）政策に対し、明確に「不可」と反対するなかで「鎮守の森」の語が用ゐられてゐることが特徴的である。³¹中島固成「神社合祀不可論」は、「総て神社には社木の伴ふものであるが、実に社木は神社の風致をして神々しくあらしむるものである。鎮守の森と云語はよく神社の風景を形容した語

である。而して鎮守の森の神々しさは、其里其谷の風景をして何となく奥ゆかしくあらしむるものである、然るに今一村一社或は一大字一社と云ふ標準の下に合祀を行ひ、此等の社本を伐採し社殿や鳥居を毀たんとするは何たる殺風景の所為ぞや」と述べてゐる。また、北嶽生「無題録」には、「九尺の社殿、一畝の境内も吾人の身に取りては鎮守の森なり（…中略…）神社整理の声四方に響くや、涙なく血なく、しかも無智無識の下級官吏は自己の威を示し、自己の功を成すは是の時なりとし、彼等が白矢は、先づ力無き吾が鎮守の森に発たれたり、彼らが威嚇至らざるなく、遂に星稀れに風うら淋しき秋の夜半、吾が鎮守の森の神は、四つ五つの高張に囲まれ給ひ、白木の神輿に鎮り坐し、奏づる道楽声哀れに、何とやらん山に鎮ります神の御許に向はせ給ひたり」とあるが、こちらは風景としての「森」の描写は無く、「鎮守の森」＝「村の鎮守」（神社そのもの）として捉へてゐる。³⁴

なほ、明治四十一年における新年「歌御会始」勅題は「社頭松」であつた。これを受けて小西海南（東京朝日新聞記者、後に香川県から立候補して衆議院議員）は「社頭松（上）（中）（下の上）（下の下）」『東京朝日新聞』明治四十一年一月一日、三日、五日、六日）を連載した。

ここでは「一郷の崇敬地、一村の中心点」としての神社の森林といふ意味で「鎮守の森」や「祠畔の林（森）」といふ表記が何度も使用され、これらが日本における樹木保存と苗木植栽のためには「真先に理想的のもの」であると位置付けつつ、その保存と繁茂を訴へてゐるが、その土地や神社の性質によつて千差万別と断りつつも、「社地に植栽するものとしては松栢を

始め常緑樹の終年鬱蒼たる種類を以て最も適當と信ずる」と述べる。³⁵つまり、同連載における「神聖莊嚴の域」としての「鎮守の森」「祠畔の林」のあるべき景観は松や杉などの「常緑針葉樹」が基調となつてゐる。一方で「何れの土地に在りても鎮守の森には自然のままなると人工に成れるとに論なく、其地固有の樹木が残存し、若くは植栽せられ、幾多の歳月を経たる今日でも依然として原生林の趣を呈するが普通。（…中略…）此点から云ふと伊勢の大廟や奈良の春日に於けるが如く夥多の樹木が繁茂して原生的の林相を具ふる方は唐崎の巨松杯に比べて一層大なる価値がある筈」と述べ、生態学的観点を聊か含んでゐるが、未だ「常緑広葉樹」（照葉樹）の強調は無い。

五 「鎮守の森」概念が定着した大正期

大正二年（一九一三）、高等小学校（修業年限六年・義務教育の尋常小学校修了後、修業年限二年、但し修業年限を三年に延長出来る）の国定教科書『高等小学読本』第三学年用上（文部省、大正二年二月二十五日）には、第十七課「鎮守の森」の項目が入られた。ここには次の如く記されてゐる。

一族の老杉古祠を包んで、我が村の南端に在り。是我等が鎮守の森なり。朱の鳥居の鮮かなる色は緑樹と相映じて、遠く之を望むも風致頗る饒し。（…中略…）げにや鎮守の森は、我等が和樂の中心にして、我が村の公園ともいふべし。（…中略…）我が村を離れて遠国に在る人も、一念故郷の空に飛ぶ時、先づ想ひ出づるは此の鎮守の森なるべし。（…中略…）物さびたる城壁伽藍の鬱蒼たる樹林の中に隠

見するは一種言ふべからざる感興を催さしむるものなるに、米国は建国新にして、此の如き風致の味ふべきなし。（…中略…）鎮守の森の緑鬱蒼たるは我が国の田舎に特殊なる風景にして、郷土の中心として産土神の鎮座せるは日本町村の特色なり。而して是実に我が特殊なる国体を証明する所以たるなり。

数が限られた高等小学校第三学年の国語教科書ではあるが、全国一律の国定教科書に「鎮守の森」が取り上げられたことは、大正初年までにこの語が人口に膾炙してゐたことを裏付けるものといへる。ここでは針葉樹である「老杉」に包まれた、特殊日本的な郷土の中心としての「鎮守の森」像が描かれてゐる。なほ、国民教育研究会編『新制第三学年高等小学読本解釈 三年用上巻』（東京出版社、大正二年）では、「鎮守の森」の語について「守護神を祭つた神社のある森」と説明を加へてゐる。

また、これまでも度々指摘されてきたやうに、「鎮守の森」の語が冠された初の著作として知られてゐるのは、大正六年に発行された内務省地方局嘱託・天野藤男の『鎮守の森と盆踊』である。同書は、地方改良運動の一環として農村における青年団体（青年団・処女会）の指導や農村改良に携つた社会教育家、ともに愛郷心の淵源である「鎮守の森」（豊年祭）³⁶ 敬神思想の湧き出づる源泉としての「神社」と「祖先の墳墓」（玉蘭盆会・盆踊）³⁷ 祖先崇拜の精神の発揚する霊場としての「寺院」について説いた本である。

天野は、すでにこの四年前の『農村と娯楽』において、「村あらば森あり、森あらば神社あり。産土神は実に部落の守護神である。鎮守の森は一郷風致の中心であるのみならず、一郷憧

憬の標的となつてゐる。自分は神社を公共団体の中心となすの説に賛同すると同時に、鎮守の森を清新なる娯楽場としたいと考へる。娯楽といへば語弊があるかも知れぬが、つまり常に鎮守に親しみ合ふて、種々の会合等を境内に開くことを勧奨するのである。抑々神社と鎮守の森とは神嚴なものであるが、何んとなく一種の懐し味があるものである。（…中略…）要するにお宮と土地、土地と鎮守の森とは一心同体である。神社の移転など出来るものではない」と述べてゐた。

そして、『鎮守の森と盆踊』³⁷ では、「四時鬱鬱として緑翠を漂はず鎮守の森は、郷村の守護神たる産土神を祀れる神域にして、敬神の思想此に興り、愛郷の精神此より湧く。其処は神聖にして犯すべからざる崇嚴なる霊場なると共に、老幼男女の為に開放せられたる娯楽の殿堂である」と記し、当時の内務官僚が推進した田園都市構想を背景とする「神社中心主義の自治行政」による青年教育と農村振興を標榜してゐる。³⁸

六 大正十年代から昭和戦前期にかけての植生イメージ

一般に定着した「鎮守の森（杜）」の語は、単に郷土の「風景」としてのみならず、共同体における祭祀・祭礼の場や地域社会の拠り所、地域住民の憩ひの場ともなる「公共空間」としての意味合ひを含めてこれ以後も使用され続けたが、大正十年代には「鎮守の森」の植生イメージが変容を見せつつあつた。

大正十二年に全国神職会の会報『皇国』の附録に収められた小説風の文章は、地域社会の人々の交流の場として神社境内を描き、逐一その施設や空間を説明するものになつてゐる。

この文章のなかで興味深いのは、ある老翁に「暁の森林の香気は何とも云ひ得られぬ氣持のよいものぢや。昔はこの村のこゝもかしこも此杜のやうに雑木が繁つた藪であつたらうが、我れ等の祖先の勞力によつて、田畑に開墾せられ、杉林や松林に植林せられたのであらう。そうして此鎮守の杜だけが太古の其のまゝに残存したのであらう。楠、櫨、椎の如きは径五六尺の巨樹が数百本あり、其の他乳の木千両、彌猴桃、天門冬等珍木奇草も数十種ある。曾て某博士は此の杜を見て珍しい原生林であると稱賛した。この杜に限らず、何処の村でも神社の杜は大概原生林に近いのである。一木と雖も濫りに斧鉞を加へず、一草と雖も仮にも鋤、鎌を用ゐなかつたこの一事を見ても古人が鎮守様を崇敬した信念の厚かつたことがよく知られる。何とかしてこの古人の用意深き精神は永く後世に存続したい。而して原生林の佛と敬神の趾とを子孫に偲ばせたい」と語らせてゐることである。この描写は明確に「原生林」たる「照葉樹林」としての「鎮守の森」像となつてゐることが分かる。

但し一方で、ほぼ同時期における徳島県海部郡和無田・八幡神社の「鎮守の森」像は、「一郷の中心」や「和楽の泉」と位置付けられた空間であるものの、その植生については、「二本の門杉」が「千年の歴史」を語つてゐる「老林に包まれた境内」といふ「針葉樹林」としてのものとなつてゐる。これら、植生イメージの異なる「鎮守の森」を描いた両者に共通してゐるのは、地域社会の「公共空間」としての役割を果たしてゐる神社境内の姿であるといへよう。

次に、昭和十年代の事例を紹介する。昭和十二年、愛知県社寺兵事課長の大河原昌勝は、「鎮守の杜は、老松古杉亭々とし

て繁り、数百数千の年を経たる巨木、老樹多誠に森嚴、一步此の神域に足を踏み入れるれば人をして自ら襟を正さしむるものがあるのである。／＼然るに、名古屋市の如き大都会地に於ては、交通の頻繁、工場の蔭生に従ひ、煤煙や砂塵等の為め、松杉等の老樹は段々に枯死し、市の中心部に於ては眞の鎮守の杜は亡び行きつゝある。例へば熱田神宮の如き大神域に於ても数百年の老樹巨木に乏しく、僅かに樟の数株が古昔の面影をとめて居るに過ぎないのである。／＼従つて将来に神域の造成に當つては、都会地に在りては、特に煤煙や塵埃に耐ふる樹種を撰ぶことが極めて緊要となつて来た」と述べてゐる。「／＼は改行を表す」⁽¹²⁾。ここでは、大氣汚染の影響によつて「眞の鎮守の杜」像である「針葉樹林」からの転換を余儀なくされるなかで、地方都市行政官僚として、市民の精神上、保健上に及ぼす影響に鑑み、改めて名古屋市内三百近くの神社の「動員」を求め、聊か逆説的ながら「神代さながらの鎮守の杜」の実現が目指されてゐる。

一方、戦時下の昭和十八年には、神祇院祭務官の飯田秀眞が「日本精神と鎮守の森」⁽¹³⁾を論じてゐるが、ここでの四季を通して「氏神の森」の境内風景描写においては、「老木の梅」や「狐色に枯れた参道の側の芝生の中に微ながらも青々とした下萌の芽をのぞかせる早春の頃」、「ほのかに霞む榉杉のひまに桜花」、「紅葉色づき椎の実が落ち森の梢に百舌の高鳴く秋」などの様々な樹種が見られ、「針葉樹」「落葉樹」「照葉樹」のいづれが主体の森なのかはつきりしない。つまりここでは、原生林的な「神ながらの森」の如き神聖イメージが打ち出されてゐるのではなく、「氏神の森」―神社の境内こそ日本人の情操を養ふ温い母の

懐であり、日本人の信念を形づくる尊い揺籃である」として、地域社会における祭祀・神事や「修練」の場であるといふ「公共空間」的な役割を強調してゐる。なほ、地域社会の人々の拠り所としての「鎮守の森」の役割は、敗戦直後に再建の第一歩を踏み出した人々においても変はつてゐない。

七 むすび

植物生態学の吉良竜夫は、昭和四十九年に滋賀県で実施された自然保護に関する調査⁽⁴⁵⁾において、「照葉樹の大木の幹がびしりとマメツタでおおわれ、数種類のシダ類（とくに丈夫なノキシキブなどをのぞく）やフウラン・セッコク・カヤランなどの着生ラン類がみられるような林は、きわめて古く、ほとんど原生林に近い状態とみてよい。今回調査した範囲では、これに相当するような社寺林は見られなかった。（…中略…）かなり林相のよい神社林でもこのように下生えの種類相が貧弱なことは、保護のはじまったのがあんがい新しいことを思わせる。今回しらべた神社林に、発達途中の段階にあると推定されるものが多かったのは、この考えを支持する。樹木の大きさから考えて、意識的な保護がはじまったのは、国家神道の確立した明治年間ではなかっただろうか。（…中略…）この現象は、いま見られる社寺林が、かつてひろく全域をおおっていたひとつづきの森林の残存物であるというよりは、むしろ、いったんかなり破壊をうけたのち、不完全な材料から再生・発達しつつあることを推定させる。明治のころ、荒廃した社寺林にたまたま生きのこっていた少数のカシの木の種類によつて、現在の樹種構成

が決定されたものであらう」と植生変動の事実を指摘してゐる。

但し吉良はそれでもなほ、「七〇年代の自然保護は、このように、たんに美しい自然や学術的に貴重な自然を保存して子孫につたえようとするだけではなく、住民自身が自分のまわりに自然を復活してゆこうとする、草の根からの自然保護でなくてはならない。そのシンボルとして、自然の生態系をありのままに保護するという形で昔からつたえられてきた「鎮守の森」ほどふさわしいものはないだらう。その場合、すべての森が、天然記念物的価値の高い、歴史のふるいものである必要はない。まったくの人工林でも、またほんの木立ち程度であつても、それをよりよく茂らせ、より自然林に近いものへとそだててゆく努力そのものが、自然復活運動のシンボルとなりうるからである」と訴へてゐることに注目すべきであらう。

つまり、急激に進展する研究動向に惑はされる必要はない。現在を基礎付けた近現代の「鎮守の森」に対する人々の営みを虚心坦懐に見つめ直し地道な実践を行ふことが、今後、硬直化した観念的な自然保護運動に陥らない、真の「公共空間」としての神社境内Ⅱ「鎮守の森」の保全と再生に繋がるのである。

註

(1) 例へば、東日本大震災の直後から「瓦礫を活かす森の長城プロジェクト」を提言してゐる植物生態学者の宮脇昭が、平成二十四年七月五日、天皇・皇后両陛下に「常緑広葉樹の植樹による海岸防災の森づくり」を御説明申し上げた際の資料「日本人と鎮守の森―東日本大震災後の防潮堤林について」(同「森の力―植物生態学者の理論と実践―」、講談社、平成二十五年)、公共政策専攻の広井良典による「鎮守の森・自然エネルギーコミュニティ構想」(同「人口減少社会とい

- う希望—コミュニティ経済の生成と地球倫理—」朝日新聞出版、平成二十五年）などを参照。なほ、國學院大學人間開発学部では、平成二十二年から、相模国一宮寒川神社少年館等の協力を得て、人間開発・花咲くプログラム「鎮守の森子ども・子育て支援プロジェクト」を行つてゐる。
- (2) 西宮一民「社」と「杜」の文字について（徳川宗敬監修・櫻井勝之進編集『神と杜』神と杜刊行会、昭和五十一年）。
- (3) 茂木栄「鎮守の森の現代的意義」（神社本庁総合研究所監修・神社新報創刊六十周年記念出版委員会編『戦後の神社・神道—歴史と課題—』神社新報社、平成二十一年）。
- (4) 上田篤編『鎮守の森』（鹿島出版会、昭和五十九年）三〇頁。
- (5) 網本逸雄「鎮守の森」という言葉について（『植生史研究』第七巻第一号、平成十一年）。
- (6) 金坂清則「絵図・地図に現れた鎮守の森」（上田正昭・上田篤編『鎮守の森は甦る—社叢学事始—』思文閣出版、平成十三年）一〇八頁。
- (7) 藤田直子・小野良平・熊谷洋一「史蹟名勝天然記念物保存における「社叢」の意味と位置付けの変遷に関する研究」（『ランドスケープ研究』第六八巻第五号、平成十七年）、藤田直子「都市における緑地としての社叢空間の評価に関する研究（1）—緑地と社叢空間の関係及び変遷—」、同「都市における緑地としての社叢空間の評価に関する研究（2）—空間スケール別にみる都市緑地における社叢の分析—」（『東京大学農学部演習林報告』第一一六、一一七号、平成十八、十九年）、藤田直子・熊谷洋一・下村彰男「社叢と類義語との比較による神社の屋外空間に対する緑地空間概念に関する研究」（『ランドスケープ研究』第七〇巻第五号、平成十九年）、小野良平「用語「鎮守の森」の近代的性格に関する考察」（『ランドスケープ研究』第七三巻第五号、平成二十二年）を参照。
- (8) 「社叢」の語は、大正九年一月二十八日の内務大臣決定「史蹟名勝天然記念物保存要目」において、「天然記念物」の「植物ニ関シ保存スヘシト認ムヘキモノ」の冒頭で「一 社叢、著シキ並木、名木、巨樹、老樹」と規定され、「二 代表的原始林、稀有ノ林相」などと区別された。この規定は、「文化財保護法」（昭和二十五年五月三十日制定）のもと、昭和二十六年五月十日に定められた文化財保護委員会告示第二号「国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史蹟名勝天然記念物及び史蹟名勝天然記念物指定基準」における「天然記念物」「二 植物」冒頭の「（一）名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢」にも引き継がれてゐる（但し、社叢の記載順序は後退）。
- (9) 四手井綱英「宮の森の維持、保存の意義」（『森林』第一〇号、昭和五十四年）。なほ、「宮の森」の語は、唱歌「村祭」（『尋常小学唱歌』第三学年用、明治四十五年）の二番に出て来るが、戦前に一般化してゐた形跡は無い。
- (10) 「自昭和五十八年度至昭和六十年年度 三ヶ年連続教化活動方針について」（『月刊若木』第四〇五号、昭和五十八年九月一日）。
- (11) 第六十回神宮式年遷宮後の昭和五十一年には、神宮大宮司の徳川宗敬が監修し、多賀大社権宮司・荻屋大学教授の櫻井勝之進が編集した『神と杜』が刊行された。また、神社新報社も、『神社新報』紙上で「鎮守の森」保全を訴へる連載や主張を多数掲載し、『神社とみどり』（昭和五十八年）、『護れ鎮守のみどり』（昭和六十年）、『神と杜』の内容を抄出した『神と杜 二三人の小品集』（平成六年）を刊行した。さらに、平成六年九月二十四〜二十六日には、神社本庁をはじめとする神社界が中心となつて、「千年の森に集う会」の主催により、第六十一回神宮式年遷宮を記念する「千年の森シンポジウム」が伊勢市の皇學館大学で開催され、「保続可能な森林」の概念に基づく「千年の森づくり」構想を提示する「伊勢宣言」が採択された。なほ、平成九年三月二十二〜二十四日には、ハーバード大学世界宗教研究所主催の「神道とエコロジー」シンポジウムに神社本庁が全面協力し、派遣団を米國・ボストンの同大に送つてゐる（神

- 社本庁国際課編集『ハーバード大学世界宗教研究所主催「神道とエコロジー」シンポジウム報告書』社本本庁、平成十二年。平成二十二年秋には、社本本庁と國學院大學研究開発推進機構が協力して全国の神社を対象に御神木・社叢調査を行ひ、その成果を笹生衛監修・加瀬直弥編集『神社と御神木・社叢「神社祭祀と御神木等に関する調査」報告』國學院大學神道資料館、平成二十四年二月二十九日）に纏めてゐる。
- (12) NPO法人社叢学会ウェブサイト(<http://www.shasou.org/>)を参照。
- (13) 宮脇昭『鎮守の森』(新潮社、平成十九年)一七頁。
- (14) 宮脇昭『緑環境と植生学―鎮守の森を地球の森に―』N T T出版、平成九年)一四、九七頁。同『神社本庁研修パンフレット 三 鎮守の森と生態学』(神社本庁研修所、平成三年)一六頁では、「《シイ》《タブ》《カシ類》が本命であります。これが、日本の照葉樹林帯のふるさとの森、鎮守の森の主役、であります」と述べてゐる。
- (15) 「森林」第一〜一二号、社寺林の研究・一〜一二、昭和四十九〜五十六年。
- (16) 四手井綱英「社寺林(鎮守の森)の植生」『森林』第一号、昭和四十九年。
- (17) 吉田元「社寺林―その現状と保護について―」(『種智院大学 密教学』第一九号、昭和五十八年)。
- (18) 前掲上田正昭・上田篤編『鎮守の森は甦る』、上田篤「鎮守の森の物語―もうひとつの都市の緑―」(思文閣出版、平成十五年)、上田正昭編『探究「鎮守の森」―社叢学への招待―』平凡社、平成十六年などを参照。
- (19) 前掲上田篤編『鎮守の森』三八、二一八頁。昭和五十六年、上田篤を中心とする「鎮守の森保存修景研究会」グループは、主に滋賀県を舞台に実態調査を行ひ、「鎮守の森」には、自然的・文化的・社会的・環境的な四つの価値があり、「伝統的環境財」として捉へて保存を図るべきことを主張したが、同書はその報告書の内容を基に
- (20) 上田篤「「入らずの森」歴史を未来へ―都市計画学の視点から―」(前掲上田正昭編『探究「鎮守の森」』一五七頁。なほ、上田篤や上田正昭らによる「鎮守の森」論では人文科学的アプローチもなされてゐるが、それは専ら古代における文献の記述や地域共同体における民間信仰・民俗の観点をことさらに重視(礼賛?)するもので、国家と神社との係はりのなかで「鎮守の森」を捉へるといふ視点や近世から近代の歴史的な変動を丹念に検討するといふ関心は薄い。
- (21) 「都市における歴史的緑地の保全と再生に関する調査 報告書」(社団法人日本公園緑地協会、平成十七年三月)一頁。同資料の存在は國學院大學神道文化学部の藤本頼生専任講師より御教示を得た。
- (22) 板井清直「神社林を守る」(『月刊若木』第八一號、昭和三十一年九月三十日)、山本安麿「社を見つめて歩こう」(『月刊若木』第二七六號、昭和四十七年十二月一日)、千葉博「神社の森」(『月刊若木』第三三三號、昭和五十二年九月一日)、佐野和史「鎮守の森(上)―緑化運動のかなめとして―」、同「鎮守の森(下)―歴史から見たその意義―」(『月刊若木』第三五七、三五八號、昭和五十四年)、前掲『神社とみどり』二七頁。
- (23) 小椋純一「森と草原の歴史―日本の植生景観はどのように移り変わってきたのか―」(古今書院、平成二十四年)三三〇〜三三二頁。同「古写真と絵図類の考察からみた鎮守の杜の歴史」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八集、平成二十年)も参照。
- (24) この点については、畔上直樹「鎮守の森」景観復元研究の現状と課題」(第四回神社と「公共空間」研究会発表レジュメ、平成二十三年二月十六日、於 京都府立総合資料館)から多くを学んだ。
- (25) 坂本圭児・吉田博宣「都市域におけるニレ樹林(木)の残存とその形態」(『造園雑誌』第四九卷第五号、昭和六十一年)、四手井綱英「下鴨神社 札の森」(ナカニシヤ出版、平成五年)、増測和夫・藤澤正一・竹井久男・上西登志子「絵図による植生景観復元の試み―生田

緑地の場合―（『川崎市青少年科学館紀要』第五号、平成六年）、松下まり子「江戸時代以降の神戸市太平寺境内林の来歴」（『植生史研究』第五卷第二号、平成九年）、原田洋・磯谷達宏「現代日本生物誌6 マツとシイ」（『岩波書店』平成十二年）、鳴海邦匡・小林茂「近世以降の神社林の景観変化」（『歴史地理学』第四八巻第一号、平成十八年）、奥田賢・美濃羽靖・高原光・小椋純一「京都東山における過去七〇年間のシイ林の拡大過程」（『森林立地学会誌 森林立地』第四九巻第一号、平成十九年）、田中和博編「古都の森を守り活かす―モデルフォレスト京都―」（京都大学学術出版会、平成二十年）、今西亜友美・吉田早織・今西純一・森本幸裕「江戸時代中期の賀茂御祖神社の植生景観と社家日記にみられる資源利用」（『ランドスケープ研究』第七一巻第五号、平成二十年）、上甫木昭春・清水美砂「都市の中の社叢」（『社叢学研究』第七号、平成二十一年）、猿田正祝「神社緑地における鎮守の森の位相」（『神道宗教』第二一九号、平成二十二年）、今西亜友美・杉田そらん・今西純一・森本幸裕「江戸時代の賀茂別雷神神社の植生景観と日本林政史資料にみられる資源利用」（『ランドスケープ研究』第七四巻第五号、平成二十三年）、原田洋・井上智「植生景観史入門―百五十年前の植生景観の再現とその後の移り変わり―」（東海大学出版会、平成二十四年）などを参照。

- (26) 畔上直樹「明治期「村の鎮守」の植生と地域社会―東京都多摩市域の地域史料をてがかりに―」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四六号、平成二十一年）、同「戦前日本の神社風致論と明治天皇の「由緒」（『歴史学研究』『由緒の比較史』青木書店、平成二十二年）、同「戦前日本社会における現代化と宗教ナシヨナリズムの形成」（『日本史研究』第五八二号、平成二十三年）、同「戦前日本における神社風致論の構造転換と「村の鎮守」（『帝都東京における神社境内と「公共空間」に関する基礎的研究 研究成果報告書』平成二十五年）を参照。

- (27) 森岡正博「生命観を問いなおす―エコロジーから脳死まで―」（筑摩

書房、平成六年）四七頁。

- (28) 前掲小野良平「用語「鎮守の森」の近代的性格に関する考察」。

- (29) 前掲小野良平「用語「鎮守の森」の近代的性格に関する考察」。

- (30) 中川友次郎「現行神社法令講義（承前）」（『神社協会雑誌』第一四号、明治三十六年）。中川は内務省社寺局神社課長、同神社局第一課長などを務めた内務官僚。『神社協会雑誌』の連載は、『神社法令講義』（神社協会本部、明治三十七年）として刊行されてゐる。同書は神社法令概説書の最も早いテキストと目される（藤本頼生「近代の神社法令の整備過程と関係法令概説書にみられる「神社」概念」、『神社本庁総合研究所紀要』第一四号、平成二十一年）。

- (31) なお、児玉九一「神社行政」（常磐書房、昭和九年）七九頁では、「境内」概念を広狭二義に用ゐ、「広義に於ては境内地とは漠然と鎮守の社全体を指称するのである。」としてゐる。

- (32) 徳丸亞木「神社合祀政策における氏神・祖先・森」の認識―『全国神職会会報』を中心として―（『歴史人類』第三三三号、平成十七年）も参照。また、『全国神職会会報』誌上における「神社整理」反対論については、森岡清美「近代の集落神社と国家統制―明治末期の神社整理―」（吉川弘文館、昭和六十二年）を参照。なお、「神社整理」反対運動で最も著名な在野の博物学者・南方熊楠は、「鎮守の森」といふ語は使用してゐないものの、「神森」あつての神社であることを強く主張し、自身の研究に係はる基点の消滅といふ問題（自然破壊、エコロジーの視点）とともに、神の森と生物と人々の生活とをユニットで把握する志向性を有してゐた（櫻井治男「蘇るムラの神々」大明堂、平成四年、畔上直樹「村の鎮守」と戦前日本―『国家神道』の地域社会史―有志舎、平成二十一年）。因みに「社叢学」などの議論で「神社合祀令」といふ語を目にするが、かかる直接的内容の法令は出されてゐない（『廃仏毀釈令』といふものが無いこととやや似てゐる）。

- (33) 中島固成「神社合祀不可論」（『全国神職会会報』第一〇八号、明治

四十年）。また、同「神社合祀に付敬神家諸氏に激す」〔全国神職協会報〕第一一一号、明治四十一年）にもこれと同趣旨の主張のなかで、「鎮守の森の木立神さびて。常磐堅磐に守りますところ、……」といふ表現がある。

(34) 北嶽生「無題録」〔全国神職協会報〕第一一八号、明治四十一年）。

なほ、社会学者で日本大学教授の圓谷弘は、「鎮守の森と村落意識」〔同「カフエー文化の諸現象」社会学徒社、昭和三年〕六二―六六頁のなかで、内務省の「一村一神社主義」による「鎮守の森の整理」を痛烈に批判し、「鎮守の森には、飽迄も神あますの鎮守の森の意識を永久に村人の胸に生かさしめよ」と述べてゐる。

(35) これより少し前、寒川神社宮司・額賀大直「神域風致論」〔神社協会雑誌〕第五年第十二号、明治三十九年）も針葉樹林を理想とした。

(36) 野田久美子「天野藤男の処女会構想」〔歴史評論〕第四一九号、昭和六十年）、久田邦明「天野藤男―その社会教育思想と実践―」〔相模女子大学紀要〕第四九号、昭和六十一年）、渡邊洋子「近代日本女子社会教育成立史―処女会の全国組織化と指導思想―」〔明石書店、平成九年〕などを参照。

(37) 天野藤男『農村と娯楽』〔洛陽堂、大正二年〕七四―七六頁。天野は「都市より田園へ」〔洛陽堂、大正四年〕、「地方青年団の現在及将来」〔洛陽堂、大正四年〕においても「鎮守の森」に言及してゐる。

(38) 天野藤男『鎮守の森と益踊』〔文原堂書店、大正六年〕一、二、三〇頁。「同」〔神社を中心とする地方改良〕〔神社協会雑誌〕第一六年第一〇号、大正六年）、同「神社を中心とする青年団体の指導」〔神社協会雑誌〕第一七年第七号、大正七年）、同「神社中心の理想郷」〔神社協会雑誌〕第一八年第三号、大正八年）も参照。内務省の「神社中心説」については、藤本頼生「神道と社会事業の近代史」〔弘文堂、平成二十二年〕を参照。なほ、河野省三「ちんじゅのやしろ 鎮守の社（鎮守の神）」〔神道用語集 宗教篇〕一般財団法人神道文化会、平成二十五年）には、「鎮守といふ語は近世以来、一種の生活上の

安定感に伴つて、庶民的に親しまれ、氏神の社を鎮守の森と呼んだ。自然、氏神祭り、産土祭りを鎮守祭（鎮守祭礼）と称する場合が多い」とあり、〔研究関係文献〕の一つに「鎮守の森と益踊」を挙げてゐる。

(39) 田安台主人「鎮守の杜が見えてから―朝詣―」〔皇国〕第二九三号、大正十二年）。

(40) 「鎮守の森」〔趣味の郷土〕海部郡奥木頭村教育会、大正十三年）二五頁。

(41) 神社境内の「公共空間」的性格は、「国民的『建国祭』来春から挙行す 全国の鎮守の森や公会堂等で簡素に」〔東京朝日新聞〕大正十四年二月八日）などの新聞記事からも窺へる。

(42) 大河原昌勝「鎮守の杜」〔公園緑地〕第一巻第五号、昭和十二年）。

(43) 飯田秀眞「日本精神と鎮守の森」〔公園緑地〕第七巻第一号、昭和十八年）。

(44) 「奮ひ起つ農魂 鎮守の杜に増産勢揃ひ」〔東京朝日新聞〕昭和二十八年八月二十一日）。

(45) 吉良竜夫「社寺林の保護―琵琶湖周辺の調査から―」〔同「自然保護の思想」人文書院、昭和五十一年）。

【附記】本稿は、第三十一回神社本庁神道教学研究大会（平成二十五年八月二十日、於 神社本庁大講堂）主題「自然環境に対する神道教学の可能性」における発題資料を半分以下に縮約、改稿したもので、平成二十五年年度科学研究費助成事業基盤研究（C）「近現代日本の宗教とナショナルリズム―国家神道論を軸にした学際的総合検討の試み―」〔研究課題番号・二三五二〇〇七九、研究代表者・小島伸之〕における研究成果の一部である。

（ふちたひろまさ 國學院大學人間開発学部健康体育学科准教授）